○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………

○換

地

公

告

(農村整備課)

:

ᄪ

管防

理危機)

:

깯

名

示

(監

課) :: 三 課) :: 二 : =

同 理 政

:

 \equiv

青森県告示第三百六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の

第四千四百三十六号

平成三十年 (水曜日)

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機 ○社会福祉士及び介護福祉士法による研修機関の登録……… 示 次 (保健衛生課) (障害福祉課) 同 : : 11

告

目

青森県告示第三百七号

同同

: =

により公示する。 項の規定により、 難病の患者に対する医療等に関する法律 医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第一

平成三十年四月十一日

リヴ調剤薬局松原店 リヴ調剤薬局栄町店 リヴ調剤薬局くすし店 称 青森市奥野二丁目二〇の二 青森市栄町二丁目 青森市久須志四丁目 所 在 <u>ー</u>の の 一七 六 地 등平 - 成 - : " 年指 月 日定 規定により公示する。 規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の

平成三十年四月十一日

称	
听	
在	青森県知事
地	Ξ
	村
指定辞退	申
退	吾

鈴木内科医院 八戸市	リヴ調剤薬局くすし店 青森市	リヴ調剤薬局松原店 青森市	リヴ調剤薬局栄町店 青森市	名 称
八戸市大字尻内町字八百刈二六の三	青森市久須志四丁目三の一六	青森市奥野二丁目二〇の二	青森市栄町二丁目二の一七	在地
======================================	"	"	三平 ○・ 一・ 三	年指 月 日 日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百八号

第一号の規定により公示する。定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行う者の登録をしたので、同法附則第十七条定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行う者の登録をしたので、同法附則第二条第二項の規社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第四条第二項の規

平成三十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

01111000	_	登
0	号	録
高平 ・成		登
三 ・ 三 二 二 二	月日	Δ 3 .
		録
中株 川式	名	氏
会社	私	名又は
,		-
二田市宮 の四丁区 一八丁目小 日小台	<u></u>	Ė
目小台	戸	斤
カ東 レ北 ッ福	名	事
ジ祉	称	
目早弘	所	業
五稲前 の田市	在	
六四大 丁字	地	所
등平 ・成 □•	月	業務開始
	디지	定始

青森県告示第三百九号

があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の二十第四項の規定

平成三十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

河活 特定非 人銀	名称	指定障害児母
二丁目七の一弘前市大字若葉	の 所 在 地主たる事務所	通所支援事業者
支児 援童 発達	種別類別	所障 医 医 見 通
ション大空ト ステー	名称	う事業所
二弘丁前目市	所	所支援事
大字若葉	在地	事業を行
三の・ 三・三	年月日	廃 止

青森県告示第三百十号

の二十五第一号の規定により公示する。より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の三第一項の規定に

平成三十年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

"	の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	るべりーま リーま	ビデイ 次 課 も 十 も も も も も も も も も も も も も	の一 木田若宮二五五 五五五 五五野	人柏友会 祖太会福祉法
"	一丁目二三の一三沢市東岡三沢	パーモンター ルーモニー	ビデイサート	丁目七の七	人若 竹会 福 祉法
"	一丁目二三の一三沢市東岡三沢	パーモンター ルー・ファー	支援 援 発 達	丁目七の七三沢市岡三沢二	人若竹会
"	四丁目四の一二四丁目四の一二	あっぷ てっぷ・ サービスす イ	ビデイサー 放課後等	一二丁目一一の一以前市大字城東	特定非営利 括動法人 team.Step by step
"	二丁目七の一弘前市大字若葉	n ションL ロース	訪問 支援 等	二丁目七の一 二丁目七の一 葉	河 新法人銀
三 ・ 成 四・ 一	二丁目七の一	大空ンター	支援 援 発達	弘前市大字若葉	河 活動法人 銀 親
月	所 在 地	名称	種房 類 表 が	の 所 在 地	名称
指定	所支援事業を行	う事業所	近害 受用 の通	指定障害児通所支援事業者	指定障害児

青森県告示第三百十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二

黒石市 八戸市 弘前市 青森市

むつ市 三沢市

十和田市 五所川原市 三

作業地域

作業期間

基本測量 作業種類

(電子基準点現地調査)

平成二十九年六月二十六日から平成三十年三月十六日まで

十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年四月十一日

解除予定保安林の所在場所

西津軽郡鰺ケ沢町大字深谷町字若山一四三の六四、 一四三の六五

<u>_</u> 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

保安林を解除しようとする理由

三

道路用地とするため

青森県告示第三百十二号

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、 測量法

平成三十年四月十一日

申

青森県知事

三 村

吾

平成三十年四月十一日

三項の規定により公示する。

量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

測量計画機関

弘前市

<u>=</u> 測量の種類

公共測量(基準点測量、 出来形確認測量

 \equiv 測量の期間

四 測量の地域

東津軽郡今別町 東津軽郡平内町

東津軽郡外ヶ浜町

西津軽郡鰺ケ沢町

青森県知事

三

村

申

吾

西津軽郡深浦町 中津軽郡西目屋村

上北郡野辺地町 北津軽郡中泊町 南津軽郡大鰐町

上北郡六ケ所村

下北郡風間浦村 下北郡東通村

下北郡佐井村

三戸郡田子町 三戸郡五戸町

青森県告示第三百十三号

青森県知事 三 村 申

吾

平成二十九年七月十日から平成三十年三月二十三日まで

弘前市駅前二丁目、 同市代官町の一部及び同市東和徳町の一部

換地処分

り、 において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。 土地改良法 大平地区の県営土地改良事業に係る第二工区の換地処分をしたので、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定によ 同条第十項

平成三十年四月十一日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

青森県地域防災計画修正の要旨

よりその要旨を公表する。 青森県地域防災計画(以下 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の規定により 「計画」という。)を修正したので、同条第四項の規定に

平成三十年四月十一日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申

吾

計画修正の趣旨

ものである。 災基本計画の修正、核燃料施設等に係る防護措置等の見直しを反映した原子力災害 え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、 対策指針の改正等を踏まえ、 青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加 計画について、災害対策全般にわたって修正を行った 国の防

平成三十年三月二十七日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

計画修正の年月日

第二章 防災組織

第二節 配備態勢

準を明確化した。 災害へ対処する態勢の見直しを行い、非常態勢、警戒態勢及び準備態勢の基

第三節 県災害対策本部

整部を設置することとした。 県災害対策本部の事務局機能を強化するため、対策連絡部に代えて、統括調

遣することとした。 市町村の被害状況等を把握するため、市町村に情報連絡員(リエゾン)を派

大規模災害時に国、防災関係機関等と相互に連携し、県災害対策本部への情

第四節 県災害対策本部に準じた組織

報連絡員の派遣等を求めることとした。

県災害警戒本部及び県災害情報連絡室の体制等を明確化した

市町村及び防災関係機関の災害対策組織

害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処することとした。 市町村及び防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被

第三章 災害予防計画

青森県国土強靱化地域計画との関係を明示した。

第二節 業務継続性の確保

するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ることとした。 通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い

三節 防災業務施設・設備等の整備

第

県は一次物資拠点の、 市町村は二次物資拠点の確保を図ることとした。

第十節 避難対策

定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるこ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、市町村(設置団体)と指

第十一節 災害備蓄対策

ととした。

る備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うこととした。 災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助によ

第十二節 要配慮者安全確保対策

然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成することとした。一 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自

簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めることとした。二 市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名

第二十二節 複合災害対策

し、備えを充実させることとした。災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生可能性を認識災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生可能性を認識地震、津波、風水害、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の

第四章 災害応急対策計画

災害対応の寺間内能多を踏ま第五節 自衛隊災害派遣要請

災害対応の時間的推移を踏まえ、掲載位置の見直しを行った。

第六節 広域応援

こ。 援」としたうえで、災害対応の時間的推移を踏まえ、掲載位置の見直しを行っ援」としたうえで、災害対応の時間的推移を踏まえ、掲載位置の見直しを行っ一 「相互応援協定等に基づく広域応援」に、他県等への応援を加え「広域応

本部を設置することとした。
一 県外において大規模災害が発生した場合において、要請があったときは応援

第八節 避難

に助言することとした。 県は、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的

第十節 水防

等の情報を提供することとした。を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位川以外の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報県は、洪水により相当な損害を生じる恐れがあるものとして県が指定した河

第十八節 医療、助産及び保健

設置することとした。

設置することとした。

談置することとした。

談置することとした。

談置することとした。

談置することとした。

以市町村を所管する県保健医療

総合調整を行う青森県保健医療調整本部を設置する他、現地における保健医療

の一 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療活動の

等に努めることとした。 二 県は、必要に応じ、県内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整

第二十節 輸送対策

べき機能等を勘案し、あらかじめ選定しておくこととした。 県は、災害時における他県等からの救援物資の一次物資拠点を、その備える

第二十四節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

青森県災害廃棄物処理計画との関係を明示した。

業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地一 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設

第六章 災害復旧対策計画

方公共団体への協力要請を行うこととした。

市町村は、効率的な罹災証明書の交付を支援するシステムの活用について検第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

討することとした。

地震・津波災害対策編

第三章 災害予防計画

第十四節 土砂災害対策

造成地において、宅地の耐震化の実施を促進することとした。プを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土 国及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マッ

第四章 災害応急対策計画

第二十五節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

について、被災者に明確に説明することとし、県は市町村の活動の支援に努め被害認定調査などの必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等市町村は被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所

原子力災害対策編

要の修正を行った。

ることとした。

第一章 総則

第五節 計画の基礎とするべき災害の想定

ウラン濃縮施設、MOX燃料加工施設、再処理施設、低レベル放射性廃棄物

埋設施設、高レベル放射性廃棄物管理施設、使用施設、原子炉施設及び使用済 燃料貯蔵施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態を修正又は追記し

第六節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

策を重点的に実施すべき区域について追記した。 再処理施設、 MOX燃料加工施設その他の原子力施設における原子力災害対

第七節 及び実施 原子力災害対策重点区域における緊急事態区分等に応じた防護措置の準備

又は震度5強の地震が発生した場合その他原子力施設の運転に影響を及ぼすお 震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。)における震度5弱 それがある情報が通報された場合を追記した。 情報収集事態として、原子力事業所所在市町村及びその周辺 (所在市町村の

第二章 原子力災害事前対策

第七節 緊急事態応急体制の整備

予め定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えることとした。 して救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームについて、その要請手続きを 県は、原子力災害医療体制の充実を図るため、原子力災害拠点病院等に所属

整えることとした。 避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援要請について必要な準備を

緊急時予測システムに関する記載を整理した。

青

第十一節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

県は、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関を予め指定又は登録 国が行う原子力災害医療体制の構築及び原子力災害医療派遣体制の整備・

第三章 維持に協力することとした。 緊急事態応急対策

第 節 情報の収集・連絡、 緊急連絡体制及び通信の確保

情報収集事態が発生した場合の情報の収集等の体制及び通信の確保について

整理した。

第三節 活動体制の確立

準じ、原子力災害対策等に必要な人員の調整を図ること等とした。 緊急事態区分に応じた県等の活動体制について、 自然災害時における態勢に

緊急消防援助隊の応援等の要請及び自衛隊の災害派遣の要請の手続を整理し

た。

第四節 屋内退避、 避難収容等の防護活動

- 応等について整理した。 原子力災害時において自然災害を原因とする避難等が必要になった場合の対
- ながら、指定公共機関及び原子力災害医療協力機関等の支援の下、 からの防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等を対象に避難退域 県は、 原子力災害対策指針に基づき、 原子力事業者と連携し、 玉 避難区域等 の協力を得
- 県は、要配慮者等の避難及び一時移転等について、放射線防護対策施設を活

時検査及び簡易除染を実施することとした。

第九節 救助・救急、消火及び医療活動

用することとした。

- 子力災害医療活動を行うこととした。 県は、原子力災害医療機関等の協力を得ながら、救護チーム等を編成し、 原
- 二 汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等に対する診療については、高度被ばく医 チーム又は原子力災害医療派遣チームの指導を受けながら行うこととした。 療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターが派遣する専門派遣
- 護所それぞれの対応を整理した。 原子力災害医療活動について、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機 高度被ばく医療支援センター、 原子力災害医療・総合支援センター及び救

番

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 県号